

「女性のための人権なんでも相談所」開設

帯広人権擁護委員協議会、釧路地方
法務局帯広支局及び帯広市では、人権
に関する悩み事や困り事について、解決
の糸口が見つからず困っている女性のため
に、「女性のための人権なんでも相談所」
を定期的に開設しています。
夫やパートナーからの暴力、職場に
おけるセクハラや男女差別、離婚や相
続に関する問題などで困っている方は
一度相談に来てみませんか？
相談は女性の権利擁護委員会を中心に
無料でお受けし、秘密は厳守します。
①9月20日(水) ②11月16日(木)
受付時間▽13時～15時30分
所とかちプラザ 1階大集会室(帯広
市西4条南13丁目1)
※当日の相談は女性の方のみとさせて
いただきます。
問帯広人権擁護委員協議会 竹内
釧路地方法務局帯広支局 林
☎0155(24)5853

消費者生活相談

身に覚えのない架空請求や悪質な訪
問販売、振り込め詐欺などの相談にご
利用ください。
⑨月6日(水) 11時30分～14時30分
所役場1階会議室
相談員▽上村正子氏

「とよころ消費生活塾」
受講者募集

高額な振り込み詐欺や商品の不適切
な表示など消費生活に関する様々な問
題が発生する中、消費生活の分野に関し
て、必要な基礎知識や最新の情報をテ
ーマとした講座を開催しますので、関心
のある方は、お気軽に受講ください。
⑨月6日(水) 14時50分～16時20分
※毎月1回実施予定
所役場1階会議室
テーマ▽「くらしのキケン注意報」
講師▽上村正子氏
定員若干名
※無料
⑨月6日までに役場住民課生活環境係
(☎574)2213へご連絡くださ
い。※次回は10月6日(金)、テーマ
「健康食品について」

「無料調停相談会」開催のお
知らせ

困っているけれど、どうしていいか
わからない。そんな事はありませんか。
あなたのトラブルや悩みを話し合いに
より解決する調停手続・利用方法につ
いて無料でご相談に応じます。
⑩月1日(日) 10時～16時
所とかちプラザ1階大集会室(帯広市
西4条南13丁目)
内容民事関係▽民事一般調停、特定調

「動物愛護週間」
9月20日(水)～26日(火)

動物愛護週間(9月20日～26日)は動物を愛する気持
ちと、ペットなどの正しい飼い方について
広く皆さんに関心を持っていただくことを
目的に決められた週間です。
ペットを飼っている方もそうでない方
も、これを機会に身近な動物について考
えてみましょう。
【動物愛護フェスティバル】
(第21回とかちプラザまつり内)
⑨月9日(土) 10時～17時
▽内容【盲導犬ふれあい教室】 10時～
15時▽【動物ふれあいコーナー】 13時～
15時ほか
⑨月10日(日) 10時～16時
▽内容【獣医師体験ペット健康相談会】
13時～15時ほか
所とかちプラザ南公園(帯広市西4条

その他

帯広刑務所矯正展の開催

法務省が主催する「社会を明るくす
る運動」の一環として、刑事施設の社
会的役割について、広く一般の方々にご
理解いただくことを目的として帯広
刑務所矯正展を開催いたします。
帯広刑務所矯正展では、全国の刑務
所作業製品を多数取り揃えて販売する
とともに、当所で収穫した生鮮野菜も
格安で販売いたします。
その他にも、施設見学や催し物を企
画しておりますので、是非ご家族でご
来場ください。
⑨月10日(日) 9時～15時(雨天決行)
所問帯広刑務所(帯広市別府町南13線
33番地) ☎0155(48)7998

毎年9月10日は
『下水道の日』です

「下水道の日」は昭和36年から、国
が下水道普及促進を図る目的と台風の
襲来から連想される大雨に備える趣旨
のもとで、雑節にあたる9月10日に選
定されました。
本町の下水道処理区域では、毎日約

南13丁目)
問十勝総合振興局保健環境部環境生活
課☎0155(26)9031

ほっとサロン
各サロン利用料 100円
※昼食提供やイベント時は増額の場合もあります
<卓上サロン>
⑨月13日(水)・27日(水)
13:00～16:00
所 ひだまり交流館
<お元気サロン>
⑨月22日(金) 9:30～10:30
所 豊頃コミセン
※8日はほっとサロン豊頃と同日開催
<ココロキッチン> ☆NEW☆
⑨月15日(金) 18:00～20:00
所 ひだまり交流館
※500円程度
みんなで夕食を作りましょう！
福祉活動拠点施設ひだまり交流館
月曜日～土曜日(祝日も開設)
10:00～17:30
トヨッピーコミカフェ 10:30～15:30
うたカラの日(カラオケ開放) 毎週月曜日
10:00～12:00
各サロン【公共ポイント対象事業】です
社会福祉協議会 ☎(574)3143

500mほどの排水を集め、きれいに
浄化した後、川や海に水を戻すことが
下水道の役目です。
平成7年度に下水道が使用できるよ
うになってから、22年が経過し、現在
では処理区域内の約90%にあたる、約
1000世帯が使用するようになりま
した。
下水道法において、下水道処理区内
の世帯にはトイレの水酸化などが義務
付けられています。家庭から出る雑
排水についても下水道に接続してい
ただき、公衆衛生の改善を目的として推
進しているところです。
本町の下水道管路施設は古いところ
で22年が経過し、その間に地震や寒暖
の差などによる影響から、管やマン
ホールへの老朽化につながり、排水の
流れが悪くなる地域があると想定しま
す。その場合、大雨時による雨水の流
入によりその兆候を判断しますが、こ
れまでどおり段階的な改善を検討して
いるところです。
平成28年度より下水道施設の改築更
新整備をすすめています。その際処
理場に集水される汚水の中で異物の混
入が見受けられることがあります。
皆さまの暮らしにおいて快適に過ご
すための下水道施設もその一環として
ご理解いただき、これからにおいても
なお一層のご協力をいただきますよう
お願いします。
【下水に流してはいけないもの】

・食用油(大量の油脂類)、ガソリ
ン、シンナー、石油、アルコールなど
の揮発性の高い危険物
油類を直接排水に流すと、管の中で
徐々に温度が下がり、固体(ラード
状)に変わり、下水道管に固着し、
つまる原因になります。また水に溶
けない有機物も浄化できず管などを
傷めます。
・水に溶けない異物
基本的に生活雑排水において、トイ
レットペーパーや小さな野菜くず等
は、処理場により処理することがで
きますが、ティッシュ、紙おむつ、
生理用品などは水に溶けないため流
さないようにお願いします。
また、屋外の排水点検口(直径15
30cm)や公共棟において、除雪車等で
ふたが損失していないか、あらためて
ご確認いただけるようお願いしま
す。
問施設課下水道係☎(574)2215

防災の日について

毎年9月1日は「防災の日」です。
この日は関東大震災が発生した日であ
り、地震や風水被害等に対する心構え
等を養うために設けられました。
災害は、いつ、どこで、どのように
起こるかわかりません。突然やってくる
災害から身を守るためには、普段か
ら災害に対する備えをしつかり持つこ
とが大切です。

自動車点検整備推進運動実施中
LOVE CAR LOVE LIFE
強化月間 平成29年9月・10月の2か月間
北海道運輸局帯広運輸支局
http://www.tenken-seibi.com